

徳島県告示第五百一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和元年十一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
川島病院	徳島市北佐古一番町一番二九号	令和四年八月三十一日
たまき青空病院	同 国府町早淵字北カシヤ五六番 地一	同 十月三十一日